

提供日 2026/07/06
タイトル 工事請負契約等に係る入札参加停止
担当 交通基盤部建設業課、出納局用度課、企画部電子
県庁課
連絡先 建設業班 望月、物品班 福田、人事給与・財務
会計班 高橋
TEL (建設業課)054-221-3058、(用度課)
054-221-2138、(電子県庁課)054-221-2195



工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項等の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

1 入札参加停止の内容

- (1) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号(不正又は不誠実な行為)に該当する。
- (2) 物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準第2条第7号(不正若しくは不誠実な行為)に該当する。
- (3) 情報システム開発等の業務委託に係る入札参加等の停止基準第2条第7号(不正若しくは不誠実な行為)に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	富士通Japan株式会社
代表者氏名	代表取締役 國分 出
本店所在地	神奈川県川崎市幸区大宮町1-5
停止期間	1か月

3 入札参加停止の理由

富士通Japan株式会社の元社員が、当時勤務していた事務所等で親会社の営業秘密を不正に持ち出したとして、令和8年5月12日、不正競争防止法違反の疑いで埼玉県警に逮捕された。

4 停止期間の始期及び終期

令和8年7月7日から令和8年8月6日まで(1か月)

(参考)

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内

物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準第2条第7号

措置要件	措置期間
業務に関し法令に違反し、又は不正若しくは不誠実な行為をしたために、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内

情報システム開発等の業務委託に係る入札参加等の停止基準第2条第7号

措置要件	措置期間
業務に関し法令に違反し、又は不正若しくは不誠実な行為をしたために、業務委託の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内

